

こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定書の一部変更に係る協定書

高知県（以下、「甲」という。）と高知市（以下、「乙」という。）とは、令和6年7月19日に締結した「こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定（以下、「原協定」という。）」の一部を変更することについて、次のとおり協定を締結する。

（連携内容の変更）

第1条 原協定第1条第2項を次のように改める。

2 乙が支援する額は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）要綱別表1の1及び2に定める企業等については、前年度の返還実績額に3分の1を乗じた額又は要綱別表2に定める年間支援限度額に2分の1を乗じた額のいずれか低い額とする。
- （2）要綱別表1の3に定める企業等については、前年度の返還実績額に6分の1を乗じた額又は要綱別表2に定める年間支援限度額に4分の1を乗じた額のいずれか低い額とする。

（協定の効力発生日）

第2条 この協定の効力は、令和7年4月1日より発生する。

（その他）

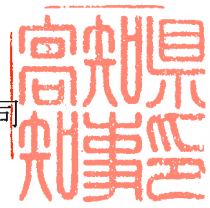
第3条 その他の条項については、原協定のとおりとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 高知県
高知県知事

濱 田 省 司



乙 高知市
高知市長

桑 名 龍 吾

